

## 第24回ニセコ町環境審議会

とき 平成30年1月23日（火）14時半～  
ところ ニセコ町役場議員

### 1 開会

### 2 議事

#### （1）報告事項

- ・平成29年度10月～12月に行った環境に関する主な取組（資料1）

#### （2）審議事項

- ・新庁舎への再エネ等設備導入検討の進捗状況（資料2）
- ・地域新電力についてのアンケート調査・事例視察（資料3）
- ・観光事業者向けエネルギー診断、現場見学会（資料4）
- ・地熱開発理解促進事業等の状況（資料5）

### 3 その他

### 4 閉会

○ニセコ町環境審議会委員名簿

任期 平成29年6月1日～平成31年5月31日

氏 名	所 属	備 考
本間泰則	ニセコワイナリー	会長
阿部武吉	ヒルトンニセコビレッジ	副会長
柴田真年	公益財団法人北海道環境財団	
黒滝博	鶴雅観光開発	
牧野雅之	牧野工業	
新谷志織	カフェこむぎ野	
猪狩和大	農業青年会	
葛西奈津子	K's WORKS	
中川明	ニセコ介護にこにこタクシー	
澤田健人	ニセコ町地域おこし協力隊	

(事務局・企画環境課)

山本契太  
大野百恵  
境 真二

## ニセコ町環境審議会設置条例

平成13年3月21日  
条例第15号

### (設置)

第1条 環境の保全について審議するため、ニセコ町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

### (審議事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

### (組織)

第3条 審議会は、委員10人で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる各号の中から町長が委嘱する。
  - (1) 環境全般に識見を有する者 5人
  - (2) 一般公募に応じた者 5人
- 3 前項第2号の一般公募に応じた者が定数に満たなかった場合は、男女及び年齢構成を勘案し、町長の指名する者をもって不足定数を補うものとする。
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画環境課で処理する。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は町長が定める。

### 附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則(平成15年6月20日条例第15号抄)

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。